

事 務 連 絡
平成28年12月28日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省老健局総務課

第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における労働災害
防止対策の推進について

今般、別添「第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」（平成28年12月19日基安発1219第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）が発出され、第三次産業のうち特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店については、当該業種の本社等主導の取組を推進するため、都道府県労働局又は労働基準監督署においては、関係団体とも連携し自主的安全衛生活動を推進するための運動の展開及び多店舗展開企業等の本社等に対する指導を別添通知のとおり実施することとされております。

そのため、別添通知の内容についてご了解いただくとともに、社会福祉施設における労働災害防止対策について、都道府県労働局又は労働基準監督署から協力依頼等があった場合には、御協力いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

【参考になるウェブサイト】

- ・「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000145844.html>

(別添)

基安発 1219 第 1 号
平成 28 年 12 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公 印 省 略)

第 12 次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における
労働災害防止対策の推進について

第三次産業のうち特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店については、「第三次産業における労働災害防止対策の推進について」（平成 23 年 7 月 14 日付け基安発 0714 第 2 号）に基づき取組を行ってきたところであり、また、第 12 次労働災害防止計画（以下「12 次防」という。）においても重点業種として労働災害防止対策の推進を図っているところである。しかしながら、これらの業種における労働災害は増加傾向であり、12 次防における労働災害削減目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっている。

これらの業種の労働災害発生状況を見ると、複数の店舗、施設を展開する企業傘下の事業場での災害も多く見られており、また、店舗や施設の安全衛生の取組を見ると安全衛生担当者がいないなど体制が脆弱であることから、本社等主導による企業全体の効果的な取組として水平展開することが有効である。このようなことから、当該業種の安全衛生水準の全体的な底上げを図るためにも、まずは多店舗展開企業等における取組を推進する必要がある。

このため、12 次防の最終年度である平成 29 年度に向けて、当該業種の本社等主導の取組を推進するため、関係団体とも連携し自主的安全衛生活動を推進するための運動の展開及び多店舗展開企業等の本社等に対する指導を下記のとおり実施することとしたので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施

12 次防の最終年度における取組の促進を図るため、平成 29 年 1 月より、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（以下「安全推進運動」とい

う。)を展開する。

(1) 安全推進運動の趣旨等について

安全推進運動は、小売業、飲食店における多店舗展開企業及び多くの社会福祉施設を展開する法人（以下「多店舗展開企業等」という。）の本社及び法人本部（以下「本社等」という。）の自主的安全衛生活動を促進することにより、企業・法人全体の安全意識を高め、安全衛生水準の向上を図ることを目的とするものであること。

安全推進運動の実施事項等については、別添１の「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動実施要綱」（以下「実施要綱」という。）のとおりであること。

(2) 多店舗展開企業等への安全推進運動の周知について

ア 多店舗展開企業等の本社等への周知

管内の主要な多店舗展開企業等の本社等に対し、集団指導、直接訪問又は文書等により安全推進運動の周知を図ること。周知に当たっては、別途送付するリーフレットのほか、実施要綱の６の実施者の実施事項について、別添２のチェックリストの活用を図ること。

イ 店舗及び施設への周知

当該業種の店舗及び施設には、各種集団指導、個別指導、労働者死傷病報告書の受理時等あらゆる機会を捉え、リーフレットを活用して、安全推進運動の周知を行うこと。

ウ 関係業界団体等と連携した周知等の実施

別添３及び別添４により関係業界団体、労働災害防止関係団体等に対し、周知を依頼しているので、都道府県労働局においても地域の業界団体、社会福祉関係協議会等に対して、会員等への周知を依頼すること。

また、都道府県等の社会福祉担当部署、食品衛生担当部署など当該業種を所管する部署に対し、引き続き協力依頼するなど連携した取組を行うこと。

エ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動特設サイト」の開設

多店舗展開企業等の本社等での具体的な取組事項（チェックリストを含む。）、店舗、施設における取組の好事例、利用可能なサービス等の情報を取りまとめた特設サイトを厚生労働省ホームページの「職場のあんぜんサイト」に開設するので、関係者に広く周知と活用の働きかけを行うこと。

オ 重点周知期間

「STOP！転倒災害プロジェクト」の重点取組期間としている2月及び6月には、当該プロジェクトの周知と連動して、安全推進運動の重点的な周知を図ること。

2 多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施

- (1) 多店舗展開企業等のうち、企業等の全体として労働災害件数が多いものについては、本社等が主導し、同種災害の防止対策の取組を店舗、施設で水平展開を図ることが効果的であることから、平成28年度第4四半期から平成29年度にかけて、多店舗展開企業等の本社等に対する指導を実施すること。
- (2) (1)の指導にあたっては、多店舗展開企業等が傘下の店舗、施設の労働災害発生状況、安全衛生管理活動の状況を別添2のチェックリストを活用して把握し、改善が必要となる事項について、計画的な取組を図るよう指導すること。

3 中央労働災害防止協会との連携

安全推進運動を主唱する中央労働災害防止協会においては、①安全推進運動の周知啓発、②事業場の安全衛生対策への指導援助、③KY訓練、転倒災害防止、腰痛予防対策に資する研修等の開催、教育支援、④教育用テキスト、周知啓発資料等の提供、⑤転倒防止のための防滑靴、切創防止手袋、火傷予防手袋等の有効な保護具の普及促進等の対策に取り組むこととしているので、技術的事項の支援を求める企業等に対して、これらの紹介を行うこと。

なお、②及び③には、中小規模事業場安全衛生サポート事業が活用できる場合もあることから、具体的な取組み手法等を求める事業場又は、集団に対して、その活用を勧奨すること。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施要綱

1 趣旨

第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加する中、第12次労働災害防止計画において、小売業、社会福祉施設及び飲食店の平成29年の休業4日以上労働災害件数を平成24年に比してそれぞれ20%、10%、20%以上減少させることを目標としているが、平成28年11月末速報値を見ると、それぞれ2.0%、24.6%、10.0%の増加となっており、目標の達成は今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっている。

労働災害が増加している要因としては、人手不足や労働者の高齢化などの要因のほか、転倒災害、腰痛災害など行動災害によるものが多く、事業場の取組が進んでいないこと、店舗・施設の安全衛生の体制をみると安全衛生担当者がいないなど店舗・施設単位での安全衛生活動が低調である中で、店舗・施設の活動をサポートすべき本社・本部の取組が不十分であることも指摘されており、店舗・施設のみならず企業・法人全体での労働災害防止の取組を進める必要がある。

本運動は、経営トップの参画の下、本社・本部における労働災害防止のための取組を促進し、本社・本部と店舗・施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動を展開することにより、職場の危険箇所の除去、作業方法等の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上等を図ることにより、小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害を減少させることを目的とするものである。

2 期間

平成29年1月1日から12月31日まで

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 実施者

小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社及び店舗、多くの社会福祉施設を展開する法人の本部及び施設

5 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

ア 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止に係る周知啓発資料

等の作成、配布

イ 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に活用できるコンテンツを集めた特設サイトの開設

(ア) 災害事例、効果的な対策、好事例の紹介（チェックリストを含む）

(イ) 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に資するセミナー等の開催、案内

ウ 本運動を効果的に推進するための各種団体等への協力要請

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による企業・法人、事業場への啓発・指導

(2) 中央労働災害防止協会の実施事項

ア 安全推進運動の周知啓発

イ 事業場の安全衛生対策への指導援助

ウ K Y 訓練、転倒災害防止、腰痛予防対策に資する研修等の開催、教育支援

エ 教育用テキスト、周知啓発資料等の提供

オ 転倒防止のための防滑靴、切創防止手袋、火傷予防手袋等の有効な保護具の普及促進

6 実施者の実施事項

(1) 本社・本部の実施事項

小売業及び飲食店の多店舗展開企業本社並びに多くの社会福祉施設を展開する法人本部は、次の実施事項のうち、企業・法人の労働災害の発生状況等に応じて、必要となる取組を実施すること。

ア 企業・法人傘下の店舗・施設全体の労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

ウ 安全に配慮した作業マニュアルの作成と店舗・施設への周知

エ (2) に示す事項を含め、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を展開するとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行うこと

オ 店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況の確認

カ 店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育の実施

キ 本社・本部安全担当者、エリアマネージャー等による店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導の実施

ク 安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布

ケ 店舗・施設のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく対策の実施

コ 店舗・施設におけるメンタルヘルス対策に係る指導及び実施状況の把握

サ 店舗・施設における健康診断及び事後措置、長時間労働者への面接指導等健康確保措置の実施状況の把握

(2) 店舗・施設の実施事項

店舗・施設においては、次の事項のうちから、(1)のエにおける本社・本部の指示に基づく事項のほか、店舗・施設の独自の取組も可能な限り含め実施すること。

ア 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による転倒災害等の防止

※ 床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に介護等の作業ができる作業スペース、通路等の確保など

イ 作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育

ウ KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上

エ ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去

オ 危険箇所の表示による危険の「見える化」

カ 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施

キ 朝礼時等での安全意識の啓発

ク 防滑靴、切創防止手袋等の着用、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用

ケ 腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施

コ 腰痛・転倒予防体操の励行

サ 熱中症予防のための休憩場所・時間の確保

7 留意事項

(1) 本社・本部と店舗・施設の役割分担を明らかにして、それぞれの取組の実施を図ること。

(2) 全ての事項の取組を求めるものではなく、店舗・施設の実態等に即して、可能なものから取組の実施を図ること。

(3) 「STOP！転倒災害プロジェクト」に基づく取組をしている事業場においては、当該プロジェクトに基づき実施している転倒災害防止のための取組を、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づく取組事項に組み込むなど、当該プロジェクトも踏まえた取組にすることが有効であること。

別添 2

I 本社・本部実施事項

チェック項目		☒
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	☐
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	☐
3	店舗・施設の作業について、労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	☐
4	次の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	
	① 4 S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	☐
	② 作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	☐
	③ K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	☐
	④ ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	☐
	⑤ 危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	☐
	⑥ 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	☐
	⑦ 朝礼時等での安全意識の啓発	☐
	⑧ 転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	☐
	⑨ 腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	☐
	⑩ 腰痛・転倒予防体操の励行	☐
⑪ 熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	☐	
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	☐
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	☐
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	☐
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	☐

9	リスクアセスメント(職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること)を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	☐
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導及び実施状況の把握を行っていますか。	☐
11	店舗・施設における健康診断及び事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	☐

II 店舗・施設実施事項

本社・本部指示事項のほか、可能な限り店舗・施設独自の取組事項を含め実施します。

チェック項目		☒
1	4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	☐
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	☐
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	☐
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	☐
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	☐
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	☐
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	☐
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	☐
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	☐
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	☐
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	☐

基安発 1219 第 2 号
平成 28 年 12 月 19 日

別記「Ⅰ 関係業界団体（48 団体）」の長 あて

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

第 12 次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における
労働災害防止対策の推進について（協力要請）
～「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施～

第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加する中、平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とする第 12 次労働災害防止計画において、第三次産業の中で労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店を重点業種として、平成 29 年の休業 4 日以上労働災害件数を平成 24 年に比してそれぞれ、20%、10%、20%以上減少させることを目標としているところですが、平成 28 年 11 月末速報値を見ますと、それぞれ 2.0%、24.6%、10.0%増加しており、目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっています。

これらの業種の労働災害発生状況を見ると、複数の店舗、施設を展開する企業・法人傘下の事業場での災害も多く見られており、また、店舗や施設の安全衛生の取組を見ると安全衛生担当者がいないなど体制が脆弱であることから、本社・本部主導による企業・法人全体の効果的な取組として水平展開することが有効です。

このため、厚生労働省では、中央労働災害防止協会とともに、第 12 次労働災害防止計画の最終年度に向け、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を主唱し、経営トップの参画の下、本社・本部主導による自主的安全衛生活動の推進を図ることとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、安心して働ける安全な職場環境の実現に向けて、傘下の会員に対し、上記推進運動を周知していただくとともに趣旨を御理解の上、取組いただきますよう、特段のご配慮をお願いします。なお、厚生労働省ホームページに「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>）を開設し、労働災害統計、取組事例、各種セミナー等の情報を掲載していますので、ご活用ください。

別添 4

基安発 1219 第 3 号
平成 28 年 12 月 19 日

別記「Ⅱ 要請を行ったこととお知らせして
協力を要請する団体（22 団体）」 あて

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

第 12 次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における
労働災害防止対策の推進について（協力要請）
～「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施～

第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加する中、平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とする第 12 次労働災害防止計画において、第三次産業の中で労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店を重点業種として、平成 29 年の休業 4 日以上労働災害件数を平成 24 年に比してそれぞれ、20%、10%、20%以上減少させることを目標としているところですが、平成 28 年 11 月末速報値を見ますと、それぞれ 2.0%、24.6%、10.0%増加しており、目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっています。

これらの業種の労働災害発生状況を見ると、複数の店舗、施設を展開する企業・法人傘下の事業場での災害も多く見られており、また、店舗や施設の安全衛生の取組を見ると安全衛生担当者がいないなど体制が脆弱であることから、本社・本部主導による企業・法人全体の効果的な取組として水平展開することが有効です。

このため、厚生労働省では、中央労働災害防止協会とともに、第 12 次労働災害防止計画の最終年度に向け、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を主唱し、経営トップの参画の下、本社・本部主導による自主的安全衛生活動の推進を図ることとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、当該推進運動について御了知いただくとともに、趣旨を御理解の上、関係者への周知等について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省ホームページに「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>）を開設し、労働災害統計、取組事例、各種セミナー等の情報を掲載していますので、ご活用ください。

I 関係業界団体

1	中央労働災害防止協会会長
2	全国飲食業生活衛生同業組合連合会会長
3	オール日本スーパーマーケット協会会長
4	一般社団法人新日本スーパーマーケット協会会長
5	全国タイヤ商工協同組合連合会会長
6	全国石油商業組合連合会会長
7	全日本家具商組合連合会理事長
8	一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会会長
9	一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長
10	日本スーパーマーケット協会会長
11	日本チェーンストア協会会長
12	日本チェーンドラッグストア協会会長
13	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
14	一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長
15	日本小売業協会会長
16	公益社団法人日本新聞販売協会会長
17	日本百貨店協会会長
18	一般社団法人日本専門店協会会長
19	一般社団法人自動車用品小売業協会会長
20	公益社団法人全国有料老人ホーム協会理事長
21	公益社団法人全国老人福祉施設協議会会長
22	公益社団法人日本認知症グループホーム協会代表理事
23	社会福祉法人全国社会福祉協議会会長
24	一般社団法人全国特定施設事業者協議会代表理事
25	一般社団法人日本在宅介護協会会長
26	一般社団法人全国介護事業者協議会理事長
27	公益社団法人全国老人保健施設協会会長
28	全国社会就労センター協議会会長
29	全国身体障害者施設協議会会長
30	全国保育協議会会長
31	全国児童養護施設協議会会長
32	全国乳児福祉協議会会長
33	全国母子生活支援施設協議会会長
34	全国ホームヘルパー協議会会長
35	一般社団法人日本フードサービス協会会長
36	一般社団法人大阪外食産業協会会長
37	公益社団法人日本給食サービス協会会長
38	一般社団法人日本弁当サービス協会会長
39	一般社団法人日本惣菜協会会長
40	公益社団法人日本べんとう振興協会会長
41	全国社会福祉法人経営者協議会会長
42	全国救護施設協議会会長
43	公益社団法人日本社会福祉士会会長
44	公益社団法人日本介護福祉士会会長
45	公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長
46	社会福祉法人日本保育協会理事長
47	全国私立保育園連盟会長
48	公益社団法人日本食品衛生協会理事長

Ⅱ 要請を行ったこととお知らせして協力を要請する団体

1	一般社団法人日本経済団体連合会会長
2	日本商工会議所会頭
3	全国商工会連合会会長
4	全国中小企業団体中央会会長
5	日本労働組合総連合会会長
6	保健医療福祉労働組合協議会会長
7	独立行政法人労働者健康安全機構理事長
8	公益財団法人安全衛生技術試験協会理事長
9	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長
10	一般社団法人全国登録教習機関協会会長
11	公益社団法人日本保安用品協会会長
12	財団法人全国安全会議議長
13	一般財団法人全日本交通安全協会会長
14	一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会理事長
15	公益財団法人産業医学振興財団理事長
16	学校法人産業医科大学理事長
17	公益社団法人全国労働衛生団体連合会会長
18	公益社団法人日本産業衛生学会理事長
19	公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
20	公益財団法人介護労働安定センター会長
21	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
22	公益社団法人全国労働基準関係団体連合会会長